

移動等円滑化取組計画書

令和 6年 6月 30日

住 所 広島県三原市本郷町善入寺64番地31

事業者名 広島国際空港株式会社

代表者名 代表取締役社長 中村 康浩
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

広島空港ターミナルビルは移動円滑化基準に適合しているが、今後、利用者数を大きく増加させることを目標としており、より高い水準のバリアフリー化を目指す。

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・具体的には、移動円滑化経路の最短化等を行う。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・多様な利用者の個別ニーズに合ったサービス提供のために、社内スタッフに対して教育訓練を行い、サービス水準の質的向上を目指す。
- ・空港スタッフ間のコミュニケーションを充実させ、利用者への案内の充実を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター	2026年度までに以下の施策の実施に向け、全項目について、ターミナルビル増改築計画の基本設計への織り込み予定。 <ul style="list-style-type: none">・ 国内線、国際線ともに、移動円滑化経路の最短化のため、コンコースと手荷物受取所を結ぶエレベーターを新設する。・ 国内線、国際線ともに、一般エリアを結ぶエレベーターを新設する。・ 各スポットへの動線にエレベーターを新設する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内所	高齢者、障がい者がスムーズに移動できるよう、案内所スタッフは高齢者、障がい者に対し、お声かけを積極的に行い、必要なサポートを引き続き実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(1)案内所 (2)空港事業者との連携	(1)案内所スタッフ ・国土交通省が定める接遇ガイドラインを踏まえ、案内所の接遇マニュアルを都度更新し、案内所スタッフへの周知を図る。 ・高齢者、障がい者に対しお声かけを積極的に行い、必要なサポートを引き続き実施する。 (2)空港事業者との連携 ・空港は大きな空間を有しており、案内所スタッフのみでは、障がい者へのタイムリーな支援は困難である。航空会社や商業などのターミナルビル内の事業者とも協力し、人的な支援を引き続き実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(1)コミュニケーション支援ツールの見直し (2)案内サイン	(1)言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障がい者等に配慮し、コミュニケーション支援ボードを追加導入したが、実際に使用する場面はなかった。利用方法等については実際の使用結果を踏まえ検証を行う。 (2)ユニバーサルデザインに配慮した案内サイン改修を検討する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(1)案内所スタッフへの教育 (2)避難誘導訓練	(1)案内所スタッフへの接遇に関する教育を継続して実施する。 (2)災害時において、障がい者の避難誘導、避難支援を確実に行うことができるよう、避難誘導訓練を実施していく。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(1)ホームページでの紹介 (2)案内所	高齢者、障がい者が当ターミナルビルを円滑に使用するにあたり、必要となる設備について、以下の対応を行う (1)ホームページの内容を更新した。 (2)案内所に設置してある館内案内図を高齢者、障がい者が理解できる案内図の内容を更新した。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルビル館内の投書箱やホームページ、案内所スタッフへお客様の声の聴き取りを行い、問題点を抽出改善計画を行う（2019年度から継続実施） ・多目的トイレの混雑緩和対応のために、トイレの利用マナー啓発キャンペーンのポスターを掲出（2019年から掲出） ・当社担当部職員の障がい者対応レベル向上のために、関連する研修等に積極的に参加する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

IIの①に記載の通り

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。